

第5号様式(第7条関係)

会議録

会 議 の 名 称	令和元年度第2回清須市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和元年12月20日(金)午後2時00分
開 催 場 所	清須市役所(北館)2階第1会議室
議 題	1 開会 2 議事 (1) 令和2年度 国保事業費納付金標準保険税仮算定について (2) 特定健診、特定保健指導について (3) その他 3 閉会
会 議 資 料	会議次第 委員名簿 配席図 補足資料 資料1-1、資料1-2 清須市国民健康保険税率改正について 国民健康保険関係語句説明 資料2 特定健診及び特定健康診査について 今後の開催予定 清須市国民健康保険運営協議会規則 清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱
公 開 ・ 非 公 開 の 別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍 聴 人 の 数 (公開した場合)	なし
出 席 委 員	公益代表：秋田委員、飯田委員、河野委員 保険医等代表：小川委員、鬼頭委員、宮田委員 被保険者代表：岡田委員、武田委員、水野委員
欠 席 委 員	なし

<p>事 務 局</p>	<p>(市民環境部 保険年金課)  栗本部長、篠田課長、渡邊国民健康保険係長、  竹嶋主査、舟橋健康増進係長 (健康福祉部健康  推進課)</p>
<p>会議の経過《意見の要旨》</p> <p>●事務局</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から、「令和元年度第2回清須市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。</p> <p>私は、司会を務めさせていただきます、保険年金課の渡邊でございます。</p> <p>会議を始める前に資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日の次第、委員名簿、配席図、資料1-1、1-2、「国民健康保険語句説明」、資料2、今後の開催予定、「清須市国民健康保険運営協議会規則」、「清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱」でございます。不足の資料等はありませんでしょうか。</p> <p>開会に先立ちまして、委員の出席状況につきまして、ご報告させていただきます。</p> <p>本日は、全員の委員が出席されております。</p> <p>本日の会議に入ります前に、委員の皆様にあらかじめご了承ください事項として、清須市では「附属機関等の会議の公開に関する要綱」を定めております。この中で附属機関等の会議及び会議録は、清須市情報公開条例の規定に基づき非公開という扱いをしているものを除き、原則公開することとなっております。したがって、本協議会は公開とさせていただきます。</p> <p>傍聴の方はお見えになりません。</p> <p>それでは、ただ今から、清須市国民健康保険運営協議会を開催いたします。開会にあたりまして、市民環境部長の栗本よりご挨拶申し上げます。</p> <p>【部長あいさつ】</p> <p>●事務局</p> <p>続きまして、河野会長よりご挨拶をお願いします。</p>	

●会長

【会長あいさつ】

●事務局

ありがとうございました。

続きまして、次第2議事を始めます。

では、これからは、清須市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定によりまして、会長が議長となり会務を総理していただくこととなりますので会長に、議長をお願いいたします。

それでは、河野会長よろしくをお願いいたします。

●会長

それでは、清須市国民健康保険運営協議会規則に基づきまして、私がこの会議の進行を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、本日の会議録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には、清須市国民健康保険運営協議会規則第9条の規定により、鬼頭俊雄委員、武田君子委員を指名します。

ただ今から、議事に入らせていただきます。

それでは、議題（1）「令和2年度 国保事業費納付金標準保険税仮算定について」事務局から説明をお願いします。

●事務局

【保険年金課長 趣旨および内容説明】 補足資料、資料1-1、1-2

●会長

それでは、本件につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

●委員

難しいですね。ちなみに先ほど言った調定額からみた場合の不足額なのですが、これは一般会計からの繰入額と解釈してよろしいでしょうか。

●事務局

そうですね。この白抜きの数字がマイナス表示になっている数字なのですが、標準税率というものは基本的にこちらが支払う納付金を集めるべき金額になりますので、このマイナスがイコールになるわけではないんですけど、それが、こちら清須市で賦課した税額ではこれだけ足りないというご理解でよろしいかと思います。

●委員

だから最初にあった、この真ん中よりちょっと上の白抜きの差額、2億2千432万円、これが一般会計の繰入とほぼ等しいという理解でよろしいでしょうか。

●事務局

そうですね。

●委員

それで今回令和2年度やった場合、下の白抜きになるんですけども、新しい税率を使った場合1億1千万くらいの、また一般会計からの繰入をしないといけないという理解でよろしいでしょうか。

●事務局

それでよろしいです。

●委員

それでは、もう1点ですけども、県から出された今回の標準保険税率仮係数を使って清須市の税率計算を行なった場合、令和元年度と比べてどれぐらいの国保税の上昇率があるのか教えていただきたいです。

●事務局

はい。示された税率で計算した結果がありますので、資料に載っておりますので、こちらで説明させていただきます。1月に本係数が出ますのでその時に数字が変わってくると思いますが、今の段階でいくと1世帯あたり大体1万8千円くらい上昇するものという結果が出ております。加入者1人あたりは1万1千円くらい、それだけの税が一気に上がるとさすがにお支払いがいただける

方も、いただけるとは思いますが、ちょっと苦しい方も出てくるかと思えますので、清須は先ほど書かせていただいた1/4を足す方式で令和2年度の税率を作成しようと考えています。これにするとですね、1世帯あたり5,774円、1人あたりでいくと3,639円の増加になりまして、急激ではないかなという判断をしております。

●委員

右側の一番下の表になるということですか。

●事務局

そうですね。

●委員

激変緩和したから5,700円になったということですね。

●事務局

そうですね。

●委員

純計算をしますと1万8千円くらいの赤字になるということですね。

●事務局

そうですね。

●委員

上昇になるということですね。

●事務局

県が示している標準税率でいくと、それだけ上がっているという計算になります。

●委員

ありがとうございました。

●会長

他に何か質問ございませんか。

●委員

資料1-1ですけれども、税率による影響ですが、令和元年度は1世帯あた

り5,775円となっていますが、前年度が4,627円ということで、ちょっと上がっていますよね。千円くらい、この上がっている要因ですけれども、どうなっていますでしょうか。

●事務局

ご指摘のとおり、千円ちょっと上がっているかと思います。恐らく、こちらで推測するところもあるのですが、所得というのが毎年変わってまいります。令和元年度の同時期で計算すると、税率を上げていますので、その分は影響してまいりますので、その分差額が上がっているものと分析しております。毎年上がっていくのですが、あともう一つの要因がありまして、資料の右の方に賦課限度額というものがありまして、令和元年度は医療費が61万円で、支援金も変わっていないのですが、その部分が医療分については2万円上がっております。あと介護分の方も令和元年から2年かけて1万円上昇しております。合計3万円、ちょっとアップしていますけれども、どういう意味かと言いますと、過去何年か見ても、毎年この賦課限度額というものを国が上げてまいります。これは何かというと、所得が一定以上になるとそれ以上賦課しないというものが、この賦課限度額になりまして、今課税出来ていない部分を課税しようという考えから入っています。あともう一つはですね、これは載せていないのですが、軽減の幅も広げていることが毎年行われています。ですので、所得のいくらまでが軽減が掛かりますというのを、この上限をちょっと上げているのですね。ですと、軽減になる方も増えてまいりますので、低所得者に対してはちょっとずつ安くしようという考えと、所得の多い方はより保険税をお支払いいただくような方式で国の方は進めています。それが影響して昨年比べて千円くらい1人あたり1世帯あたりが上がっていくのかなと試算をしております。

●会長

他に何か質問ございませんか。

●委員

毎年税率改正を行なっていく予定であるそうですが、支払っていくのが難し

い方が出てきますよね。そのあたりは、どのようにお考えでしょうか。

●事務局

例えば、所得の低い方などそういったことでよろしいでしょうか。確かに世帯の負担はかなり大きいと思います。現状としては税率改正を行なって、一般会計から繰入を早期に解消していかなくてはいけないという考えで進めているところなのですが、低所得者については、軽減というものがございます。均等割、平等割から7割、5割、2割を差し引くことなのですが、それが適正に軽減できるように申告等を勧奨して、支払う必要がない税額を求めないということを努めているところです。あと、将来的には市独自で軽減や減免をかけていかなければならないところなのですが、これをやるとどうしても他の方にその負担を背負わせるところとなりますので、一概に「これをします」と軽率に言えないので、今後の検討にしたいと思います。

●河野会長

他に何かご意見ございませんでしょうか。

●委員

一つわからないのですが、資料1-2の「介護資格」というのは、40歳から64歳まで。「介護」というのは右側に出てきますが、介護と介護資格というのは違いますか。

●事務局

同じことでございます。申し訳ございません。全て介護資格のことでございます。ご指摘のとおりわかりづらいので、資料を修正させていただきます。

●会長

他に何かご質問ございませんか。

質問も無いようですので、次に、議題(2)「特定検診・特定保健指導について」、事務局から説明をお願いします。

●事務局

【健康増進係長 趣旨および内容説明】資料2

●委員

やっぱりよくわからないんだよね。今、事業の説明があった、市国民健康保険被保険者と先ほどの1-1の表にあった被保険者数とイコールですか。全く違うんですか。

●事務局

市の国民健康保険被保険者というのは1年ずっと入っている人もみえますし、例えば1か月や2か月会社を辞められた間だけ入られる方もみえるので、何月時点を取るかということで変わってまいりますので、数字の差異があると思います。

●委員

大きくはイコールという意味ですね。

●事務局

そうですね。加入者しか特定健診は受けられませんので、加入者ということですね。

●委員

そうすると1万4千人弱なんですけども、2の実績にある9,997人。

●事務局

これは1年間入っていた方のみということです。

●委員

出入りがあったとしても、40歳から74歳の中にこれだけ入っているということですね。1万4千人のうち、そういう理解でよろしいでしょうか。

●事務局

そういうことです。

●委員

ありがとうございます。それからもう1点、先ほど最後に健診の充実を図るということで、清須市40%弱くらいなんですけども、国は60%を目標に掲げているんですけども、実際どのような方策を取っていくと、清須市の実績として具体的なアップする方策がありましたらお願いしたいんですけども。

●事務局

ご質問ありがとうございます。清須市は本当に、清須市だけではなくて、どこの市町も年々減少傾向にありまして、非常にどの市町も苦戦しているのですけれども、受診勧奨対策ということで最近注目されておりまして、春と夏に個別通知をしていますと言ったのですけれども、のべつ幕なく皆さんに個別通知をするのではなくて、例えば去年受けてないけどその前受けてたですとか、40歳になって新たに国保に入った方を重点的に、その方たちの関心をひくような、国保に入ったから特定健診受けましょうとか、あとはこの間も受けたけども、それから健診はこういう風になってますよという風に、相手の興味を引くような受診勧奨のチラシの作成の仕方の研修が最近よくありまして、相手の関心を引く勧奨通知の作り方というのを今後はターゲットを決めてそちらにお金をかけていながら受診勧奨対策をしていきたいなと思っています。

●委員

ありがとうございます。ちなみに聞くのですけれども、清須市以外の例えば名古屋市で受けられた時はこの実績は上がってきますか。

●事務局

入らないです。あとは人間ドックなどを皆さん高いお金をかけて受けられる方もいるのですけれども、外で健診を受けていただいた分は特定健診の項目を全部受けていただいている方であれば充当させていただいているので、健診の結果を持ってきてくださいという。

●委員

持ってこないと、清須以外で受けた人は実績として出てこないのは事実？

●事務局

そうです。国保でも人間ドックの助成をやっていますけれども、結果をもらってちゃんと項目があれば、うちで受けたことにさせていただいているのですが、ちょっとそちらがまだ啓発不足で充当できてないかと思います。

●委員

わかりました、ありがとうございました。

●会長

他になにか。

●委員

3番の県との比較というところなのですが、県の平均受診率は出ているのですけれど、近隣の市町村を参考に教えていただきたいのですけれど。

●事務局

豊山町が37.3%で、北名古屋市においては34.1%ということで、清須市はまだ40%以上ということで、県の平均よりも僅かに高くなっています。北名古屋市などは受診勧奨対策ということで、これから力を入れていくと聞いています。

●委員

4番のですね、疾病分類別医療費の状況、その中で清須市は県と比較しまして循環器疾患が著しくもしくは高いようですが、中身の説明をお願いします。

●事務局

今日はお医者様の小川先生にご出席いただいているので、また後ほどもし先生にご意見があればうかがってみたいと思うのですけれども、私たち健康推進課の保健師も特定保健指導をやりながら、なぜこの清須市に循環器疾患が多いのかというのが、この5年くらいこういったデータが出ておまして、私たちもずっと課題としているところです。循環器疾患というと血圧ですとか、高脂血症が主なのですけれども、やはり高血圧だと思います。色々な出前講座で地域に出向くときに清須市の女性の皆さんに、皆さん血圧が他の市町の方と比べると高いのですけれどもなんでだと思いませんか？と質問をさせていただいて、皆さんもなんでだろうと言うのですけれども、清須市はちょっと特徴的なのが「かりもり」という漬物の文化があって、上手にできるとお友達と交換しあったりですとか、桜まつりですとか市のお祭りでも売られていたりして、食卓にも3食朝昼晩と「かりもり」だけではなく、お漬物が食卓に並ぶということで、清須市はまだ名古屋に近いのですけれども、2世帯3世帯でおじいちゃんおばあちゃんと暮らしていらっしゃる方が多いので、そういうお漬物の文化、畑を持ってい

らっしゃる方もあるので、そういうのがあるのかなという風に、古い保健師の先輩と相談しているのですけども。塩分の取りすぎなんですね。塩分の取りすぎで血圧が高くなっているという風で、そういうことかなと、わたしたちの普段の取り組みではそういう風を感じているところなんですけど、実際のところこれだという答えは出ていなくて、ただ小川先生ですとか、清須市の方に循環器疾患が多いことについて、何か先生の感じていらっしゃるところでございますか？

●委員

これは入院の費用ですよ。

●事務局

そうですね。

●委員

私が思うにここら辺のなんていうかインターベーションって言って、カテーテル入れて結構高額の医療をやる場所が多いものですから、それで高くなっているんじゃないかと思います。高血圧疾患というのは血圧が高いだけですよ。これについては高血圧だけで入院になることはあまりないものから。

●事務局

高血圧からくる病気の医療費というところですかね、心臓の病気で。

●委員

じゃあ、医療水準が高いということ？

●委員

私は心疾患費用が高いのはそういう高度医療やる人が多いからじゃないかなと思います。高額医療の医療機関が多いから高いという気がしますけど。結構カテーテルやって造影したりとかバルーン入れたりステント入れたりともみんな何十万円、何百万円になっちゃう方が多いから、そういうことをやる医療機関が多いかなという気がします。発生率とか有病率とかそういうのも比較した方がいいかもしれませんね、費用じゃなくて。

●事務局

そうですね、わかりました。

●委員

発生率とか有病率とか比較すれば清須市と県とでどれくらいの発生の率が違うかというのはわかるのではないのでしょうか。

●事務局

わかりました、ありがとうございます。また私たち健診や予防に関わりますので、市民の皆さんには今後もそのように啓発していきたいと思っております。ありがとうございました。

●会長

他にありますか。

すみません、一つよろしいでしょうか。以前私の記憶では特定健診の中に心電図とか眼底とか眼圧とかあったのですが、今血液検査とかこちらに書いてある身体計測とか、これは何かそういったことをやはり小さいうちに異常とかそういうことを発見できる部分があるのではないかなあと。

●事務局

そうですね、大事なことだと思います。基本健診としてはこちらに書いてあることなのですが、例えば先生の診察のところで例えばこの人心電図やったほうがいいかなとか眼底やったほうがいいかなとかいうような結果であれば、あとは血圧が高かったりとか健診当日に。そういう方は皆心電図ですとか眼底の対象になってきます。ただ皆にやっているとちょっと大変なので、ハイリスクな方には心電図、眼底検査、眼底検査は目の奥の小さい血管を見て糖尿病の進行の具合をみるのですけれども、そういうものが必要な方にはやれるようになっています。

●会長

そのための診察をして、その先生の判断でということですか。

●事務局

そうですね、血圧と先生の診察ですね。あと去年の結果を参考にすることもあります。

●会長

ありがとうございました。

●委員

死亡率ですけれども、循環器疾患の方の。死亡率というのは他の市町村と比べてどうなのですか。

●事務局

そうなんです、ありがとうございます。実はですね、この循環器疾患の死亡も他の市町を100とすると、清須市の女性は循環器疾患で亡くなる方もやっぱり非常に多くて、先ほどの表でも県の医療費よりも清須市の医療費が高くなってるのですが、実は死亡する方も清須市の女の人はとても高いということで、やはりこの循環器疾患で亡くなる方、くも膜下とか心臓の病気で亡くなる方が多いというデータが出ています。男性はほぼおしなべて平均的な感じで、男性の特徴的なのは老衰で亡くなる方が多かったというのがこの間調べたところそうだったので、主に女の人の血圧対策になっています。

●会長

ほかに何かご質問はよろしいですか。

●委員

歯科の検診なのですけれども、検診をやると全体の医療費の医療費が安く納まるというデータが出ていますけれども、検診を定期的に受けている人と受けていない人と、歯科の医療費でなくて全体の医科医療費が相当削減されると実証されているのです。例えば歯周病とかう蝕の予防を徹底させるために検診などを行って自分の歯を最後まで残すことができるという人は健康長寿に役立つのです。それで医療費の削減になるのはやっぱり歯の数が多くなれば胃腸の方も丈夫になるし、それから循環器の方も色々関係してくるものですから、歯が丈夫であれば非常に治療費も削減されるということが実証されています。だから歯科の検診をもうちょっと、例えば70歳以上になった時の検診に将来入れていただけるといいかなと思うのですけれども。それから死亡原因の中で肺炎の方の死亡率、清須市はタバコを吸う人は段々減ってきて、健康日本2

1でも喫煙率を減らそうという運動は進んでかなり減ってきているのですが、誤嚥性肺炎、肺炎の死亡率も減ってくると思うのですが、肺炎の死亡率は清須市だととくに多いですか、少ないですか、減ってるんですよね？

●事務局

肺炎は、8位くらいだと思うのですが、ただタバコを吸われていた方が後々COPDになるという風で、慢性閉塞性呼吸器疾患というそちらの方は、わりと昔吸っていた人がいよいよ後期高齢者になって病気になって出てくるという方々が多くてですね、まだまだ減らないんじゃないかとも言われています。

●委員

COPDがわりと今色々な要因になってくるものですから、前、死亡率でいうと第3位が肺炎だったのですが、その誤嚥性肺炎とCOPD、2つに分けた場合に、COPDの死亡率がかなり増えてるかなという感じがするのですが、医療費の額に関係してくるのかなと思っています。

●会長

ほかに何か、よろしいでしょうか。

では次に、議題(3)「その他」について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

それでは今後のスケジュールについて、ご確認をさせていただきます。「令和元年度清須市国民保険運営協議会の今後の開催予定」をご覧ください。令和元年度清須市国民保険運営協議会の今後の予定でございますけれども、先日もお知らせしたとおり、次回ですが、1月22日水曜日15時より、その次の次々回が1月30日木曜日の14時より開催いたしますのでよろしくお願いいたします。それからもう一つなのですが、すぐ下にあるかと思えますけれども「清須市国民保険運営協議会規則」というものをお配りしておるかと思えます。こちらの件なのですが、ここの第2条をご覧くださいと、審議事項について掲載等しておるかと思えます。この各協議会でどういったことを審議するかという主な内容になりますので、内容について審議等していただいでです

ね、そこの2番のところに「協議会は市長から諮問があった時にはその都度開き、速やかに答申しなくてはならない」という記述がありますので、こちらで協議させていただいたものを元に市長に諮問を行いますので、こちらの方を協議していただき答申いただく形となりますので、よろしくお願いいたします。

●会長

それでは本件について、またはそれ以外、全体を通じてでも結構ですが、何かご質問やご意見等ございましたらご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

●委員

計算の税額の状況等については、さきほどからの説明がなんとなく理解できたと、このように考えております。数字については、また資料を見させていただくということ。資料1と2の、一番身近なモデルでしょう、世帯ごとの計算内容がちょっとわかりづらいので、ご説明をお願いしたいと思います。

●事務局

それではまず、資料1-1を出していただいて、先ほど私がちょっと説明させていただいた中で、令和2年度（3年目）の課税状況についての表ですね、真ん中の少し下になりますが、この⑤番をご覧くださいませようをお願いいたします。先ほど細かな説明をしていなかったものですから、もう1度説明させていただきます。令和2年度の県の標準保険税率仮係数から計算した令和2年度にこのくらい必要だろうという税率については、医療分の所得割が5.84%、支援金分の所得割が1.73%、介護分が1.62%、均等割の方が医療分が21,700円、支援金分が7,900円、介護分が8,900円、平等割については医療分が18,700円、支援金分が6,500円、介護分が5,600円、そのすぐ下太線の下になりますけど、資産割と表示してありますこちらの方が13.5%支援金分が4.99%、介護分が2.64%です。これをご覧くださいながら、担当の方から今からご説明させていただく内容についてご検討いただきたいと思います。

●事務局

保険税率相当この税率に基づいて説明させていただきます。資料1の2と資料1-2課税明細とを元に説明させていただきます。それぞれのケースともに、(1)医療費(2)支援分(3)介護分とそれぞれ①所得割②均等割③平等割④資産割を計算いたしましてそれぞれの合計、この課税明細の方のABCを合算した後に10円未満を切り捨てて、年税額といたします。計算の中の軽減率が%に表示してありますけれども、例えばモデルケース、アの7割軽減の場合、まず医療分としましては、10割の金額で医療分で均等割が21,700円、これから7割軽減分の15,190円を差し引いた6,510円こちらを課税対象の金額として計算いたします。これを踏まえてモデルケース、エの方ですね、2割軽減対策世帯、こちらの世帯は4人家族で、そのうち2名の方が介護2号の資格をお持ちの方の世帯となります。まず(1)の医療分としまして、2割軽減が掛かるのが均等割と平等割のみになりますので、まず①の所得割につきましては所得割対象額に5.84%を掛けますと99,946円となります。次に②均等割額1人あたり21,700円に2割軽減ですね、80%を掛けまして、この世帯4人世帯ですので4を掛けますと、69,440円となります。次に③平等割額1世帯あたり18,700円にこちらも80%を掛けて、14,960円となります。最後に④資産割対象額100,000円に税率の13.5%を掛けまして、13,500円となります。この①~④までを合算しますと、197,846円となります。今のが(1)医療分として、(2)の支給金額を(3)の介護分も同様に計算していきますけれども、(3)の介護分については介護の対象者が2名となりますので、この均等割については資格のある2名を計算に入れます。またこの世帯の場合、この資産割対象額と所得割対象額ですね、こちらはこの介護の方2名の所得及び資産となっておりますので、①の所得割及び④の資産割も計算に入れまして、平等割についてはその世帯に一人でも介護対象の方がいらっしゃる場合は計算に入れます。そのように計算いたしますと(1)の医療分の合計が、Aのところですね、197,846円となりまして、(2)支援金分の合計がBの65,077円、(3)介護分の合計がCの49,085円となりまして、これを合計しますと年税額

が312,008円となりまして、10円以下を切り捨てまして、年間の課税金額が、312,000円となります。

●事務局

それぞれをですね、資格別に計算しまして合算しますので1-2の表をパッと見ただけではおわかりいただけないかと思われましたので、こちらを付けさせていただきます。そうして1世帯ずつ計算したものを合算して全体の調定額という形になります。

●会長

理解するのが難しいですね。

●事務局

こんな感じで計算しているという意味で捉えていただければ構いませんので、詳細をお知りになりたければ遠慮なくお尋ねいただければ説明させていただきます。

●会長

他に何かご質問は。

●委員

世帯の年間額がですね、先ほどの説明と資料でほぼわかったのですが、例えばですね、年度の途中で会社に入ったあるいは途中で国保を抜ける場合があるじゃないですか、そういう場合も年間分を支払う必要があるのか伺いたい。

●事務局

これは1年間入らずに、たとえば何月かに会社に入りましたと、国保でなくて社会保険を作られたのでということによろしかったですか。

●事務局

年税額につきましては4月から翌3月の12か月分を前年の所得、固定資産税額、加入者数を基に算出いたします。そのため年度途中で会社に入って社会保険等に参加した場合については、社会保険の資格取得月の前の月までが国保で支払うべき全額となります。実際の例で説明させていただきますと、先ほどの説明させていただきました資料1-2のモデルケース、エのケースですね、

で説明をさせていただきます。モデルケース、エですと、年間の年税額が312,000円となってましたけれども、例えばこの世帯が8月中に会社に入りまして、8月中に全員社会保険の資格を取得した場合ですけれども、その場合8月分から会社の社会保険の方に保険料の支払いが発生しますので、国民健康保険の方は、その前の月7月までです、ですので4月から7月までの4か月分をお支払いいただくことになります。エの年税額が312,000円でしたので、この額を12か月分で割っていただいて、4月から7月の4か月分ですので312,000円に12分の4を掛けまして、4月から7月の4か月分は104,000円となります。

●事務局

ちょっと余談になりますが、よくあるのは会社の方が月末の日に資格を切ってくる場合があります。例えば今月31日が一番最後の日になると思いますが、この日に会社の資格を切ってくる場合があります。それでも1か月というのは国保の方で課税になります。

●会長

もう一度、すみませんが。

●事務局

12月31日から会社の保険はなくなりますよね、そうすると国保に入らなきゃいけないじゃないですか。そうすると1日だけのことなのですが1か月分掛かる、国保になります。逆の場合も同様です。12月に会社の方の保険で医療費がいっぱい掛かったとしますよね、医療費は会社の方で、ただ課税は国保の方になるのでちょっと矛盾があります。そういったケースも多々あります。1日からの喪失という形をとれば資格を出して医療もこちらなのですが、こういうケース最近多くなっていますんで、例え1日でもその資格のあるところで国保を頂戴する形になります。

●委員

一ついいですか。今の話で国保から会社に入って厚生年金に変わった場合の手続きというのはいるんでしょうね。

●事務局

基本的には次の保険、会社の保険が出来た時に保険証と、今までの国民健康保険証、それをお持ちいただいて、市役所の窓口には必ずお届けいただきます。ご本人でなくても同居の家族の方でしたら大丈夫です。ただその時マイナンバーと本人確認が要りますので、詳細はまたお尋ねいただいたらご説明させていただきます。必ず手続きは要ります。

●委員

どれくらいの期間にやらなくてはいけないのか。

●事務局

基本的には2週間以内と定められていますが、会社の方の保険の交付が4月ですと、例えば非常に多く混み合います。そうすると1か月、1か月半くらい時間がかかってしまう可能性がありますけども、資格の取得日、例えば4月1日から会社に入ったということであれば保険証の資格取得日でこちらを喪失させますので、2重で取ることは一切ないです。お届けいただきませんと、国保からも納付書がいく、会社の方も給料から引かれると2重で取られるイメージを抱きますので、皆さんには必ず届をいただきますようお願いいたします。特に子供さんなど意識がないものですから、扶養に入っているのがわからないと、親の方は会社で取られている、自分も払っているというのは結構ありますのでご注意くださいければよろしいかと思えます。

●会長

他に何かございますか。

●委員

この会議とは内容が異なると思うのだけど、ちょっと大きな話ですが国会で審議されている医療費の個人負担のことをどうのこうのやっていますが、あの辺国保と微妙に関係はしてきますか。

●事務局

今日新聞に載った件でよろしいですかね。2020年から後期高齢の75歳以上の保険の方が、1割負担の方が2割になるということなんですけど、国民

健康保険は以前から2割です。昭和19年4月1日以前の方は1割という方がみえますけども、今実際2割と3割しかみえないです。ですので、後期の方はもうちょっとしたら2割になる可能性の方も出てきます。

●会長

保険は別ですよ。

●事務局

75歳の誕生日の前の日までは国保、その日からが後期になります。

●会長

ほかに何かご質問ご意見はございませんか。よろしいですか。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了とさせていただきます。皆様方のご協力によりまして、会議を円滑に進めることができましたことを厚くお礼申し上げます。

最後に、事務局から連絡事項等がありますか。

●事務局

本日は長時間に渡り、誠にありがとうございました。事務局より2点ございます。

1点目は、議事録についてですが、後日、会議冒頭で会長が指名いたしましたお二人の委員にご署名をいただくこととしておりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

2点目は、次回は1月22日（水）に開催を予定しておりますので、ご出席の方、よろしくお願い致します。

これをもちまして、令和元年度第2回清須市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

本日は、ご多忙の中ありがとうございました。

(午後3時10分 閉会)

会 議 の 結 果	会議の経過に示したとおり
問 合 せ 先	市民環境部 保険年金課 052-400-2911

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証明するために、ここに署名する。

令和2年3月30日

会 長 河 野 と も え

委 員 鬼 頭 敏 雄

委 員 武 田 君 子